

令和6年4月1日より警察管轄区域が変更

浜松市行政区再編に伴い、細江警察署、浜松東警察署の管轄だった下記の地区は、令和6年4月1日より**浜松中央署管轄に変更**となりますのでご注意ください。

細江警察署管轄（初生町、根洗町、三方原町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町）

浜松東警察署管轄（増楽町、高塚町、東若林町、若林町、新橋町、小沢渡町、倉松町、堤町、米津町、田尻町、法枝町、卸本町）

中央警察署管轄変更の案内は[こちら](#)